

東南海・南海地震対策大綱

平成15年12月

中央防災会議

目次

前文	1
1．本大綱決定の背景	1
2．本大綱の位置づけ	2
第1章 津波防災体制の確立	3
1．堤防の整備等の計画的な実施	3
(1) 津波防潮堤等の早急な点検・必要な施設整備の実施	3
(2) 水門等の自動化・遠隔操作化の推進	3
(3) 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通等の基盤施設の整備	3
2．避難対策の早期実施	4
(1) 津波避難地、避難路の整備	4
(2) 即時的地震情報の実用化等による津波警報等の迅速化及び精度向上	4
(3) 同報無線の早期整備等	4
(4) 観光客等のための避難対策	4
(5) 津波避難のための普及啓発対策	5
3．その他の津波防災対策	5
第2章 広域防災体制の確立	6
1．地域防災力の向上	6
(1) 地域住民や企業等に対する情報提供と啓発	6
(2) 地域防災力の向上に向けた対策	6
(3) 企業の災害対応能力の向上	7
2．災害発生時の広域的防災体制の確立	7
(1) 広域対策の効果的な実施	8
災害対策本部の速やかな設置	8
情報・広報活動	8
被害想定に基づく緊急活動体制の確立	9
広域的防災拠点の整備とネットワーク化	10
被災地における物資等の安定供給対策	10
応急収容活動、帰宅困難者対策	11
ライフラインの復旧のための応急対策活動	11
保健衛生、防疫に関する活動	12
余震、降雨等による二次災害の防止活動	12
ボランティア及び海外からの支援の受け入れ	12
災害時要援護者の対策の充実	12
(2) 活動要領の策定	13

第3章 計画的かつ早急な予防対策の推進	14
1．住宅の耐震診断、耐震改修の早期実施	14
2．公共施設等の耐震診断及び耐震化の緊急実施	14
3．津波防災対策の重点的実施	15
4．長周期地震動対策の推進	15
5．文化財保護対策の実施	15
6．計画的かつ早急な予防対策の推進	16
(1) 応急対策活動と整合のとれた避難地・避難路等の整備	16
(2) 崖地、液状化対策の推進	16
(3) 出火防止対策、消防用施設等の整備の推進	16
(4) 密集市街地の改善の推進	16
(5) オープンスペースの体系的確保	17
(6) 地震に強い交通ネットワーク	17
(7) ライフライン施設の耐震化の推進	17
(8) 危険物施設の安全確保、石油コンビナート等における対策の推進	17
(9) 高層ビル、地下街、ターミナル駅等の安全確保対策	18
(10) 落下物・ブロック塀対策等	18
第4章 東南海、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止	19
1．連続発生を考慮した対応方針の明確化	19
(1) 住民意識の啓発	19
(2) 危険地域からの避難	19
(3) 広域応援計画の策定	19
2．応急危険度判定の迅速化	20
3．観測研究の推進	20
第5章 的確な復旧・復興対策	21
1．迅速かつ的確な復旧	21
(1) 被災施設の早期復旧	21
(2) 交通ネットワークの早期復旧	21
(3) ライフラインの早期機能確保	21
(4) がれき処理等に関する活動	21
2．計画的復興のための取組	22
(1) 早期復興のための基本的取組	22
(2) 被災者等の生活再建等の支援	22
第6章 対策の効果的推進	23
1．幅広い連携による震災対策の推進	23
2．地震防災に関する調査研究の推進と防災対策への反映	24
3．実践的な防災訓練の実施と対策への反映	24

前文

1. 本大綱決定の背景

(1) 駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約150年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

(2) 平成13年に東海地震の震源域の見直し等について検討を行った、中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」の検討過程で、『東南海、南海地震は、現時点では直前予知は困難であるが、今世紀前半にもその発生のおそれがあり、甚大な津波被害等の発生のおそれがあること、被災範囲が広域にわたること等から、速やかに地震発生メカニズムや想定される被害等についての検討を行い、必要な防災対策を実施していくことが重要である』との強い指摘がなされた。

(3) このような状況を踏まえ、平成13年6月の中央防災会議で、今世紀前半にも発生する可能性が高いと見られている東南海・南海地震や、中部圏、近畿圏等における大都市震災対策について検討するため、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（以下、「専門調査会」という。）の設置が決定された。

専門調査会では、平成13年10月に第1回会合を開催して以降、東南海・南海地震等の過去の被害資料及び最近の学術的知見を踏まえ、科学的な整理から地震の揺れや津波の高さの分布を検討し、これに基づく被害想定、及びこれらを踏まえた地震防災対策について検討を行ってきた。

(4) また、昨年7月には、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、「東南海・南海地震法」という。）が制定され、本年7月に施行された。今後、東南海・南海地震法の規定に基づき指定された、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）を中心に東南海・南海地震に

関する防災対策を推進する必要があるが、地震被害をより軽減するためには、推進地域外も含め全国的な視点から総合的な地震防災対策を進める必要がある。

- (5) 専門調査会では、東南海・南海地震法の施行も踏まえた防災対策について検討を行い、平成 15 年 12 月 16 日に東南海・南海地震防災対策のあり方全般についての審議結果を中央防災会議に報告したところである。この報告において、「予防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策までを視野に入れたマスタープラン」の必要性が指摘され、本大綱の骨子が取りまとめられた。

本大綱は、上記報告に基づき、関係地方公共団体等をはじめとする関係機関の意見も十分に踏まえて取りまとめたものである。

2 . 本大綱の位置づけ

- (1) 本大綱は、遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界面を震源域とし、今世紀前半にも発生が懸念されている東南海・南海地震を対象としている。
- (2) 東南海・南海地震法に基づく東南海・南海地震防災対策推進基本計画は、推進地域における東南海・南海地震防災対策の推進に関する重要事項を定めるものであるが、本大綱は、同計画に規定される内容も含め、推進地域外における対策についても定めるものである。
- (3) 中央防災会議は、定期的に関係府省からの報告により、本大綱に基づく対策の具体化及び推進の状況について把握し、整理するものとする。また、課題についての検討成果、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じ本大綱の見直しを行っていくものとする。
- (4) 今後、東海地震が相当期間発生しなかった場合には、東海地震と東南海・南海地震が連動して発生する可能性も生じてくると考えられるため、今後 10 年程度経過した段階で東海地震が発生していない場合には、東海地震対策と合わせて本大綱を見直すものとする。

第1章 津波防災体制の確立

東南海・南海地震は、今世紀前半にも発生するおそれがあり、発生した場合には、非常に広域で甚大な被害が想定される。東海地震による被害と比較しても、特に津波により大きな被害の発生が想定される。このため、海岸堤防や河川堤防等の津波防災施設の耐震点検や補強を行う等、必要な施設整備を今のうちから計画的に着実に進めておく必要がある。

また、津波による被害軽減のためには、的確な避難が重要である。専門調査会による被害想定においても、住民が津波に対する高い意識を持ち、迅速に避難を行うことで人的被害はかなり軽減されるという結果が出ており、大きな津波の来襲が懸念される地域に対して強力な意識啓発を実施することが極めて重要である。さらに、避難地・避難路の整備等ハード・ソフトが一体となった津波対策を構築しておく必要がある。

1. 堤防の整備等の計画的な実施

(1) 津波防潮堤等の早急な点検・必要な施設整備の実施

国、地方公共団体は、津波被害の軽減のため、専門調査会の津波想定の結果を基に必要に応じさらに詳細な津波想定を実施し、大きな津波の来襲が懸念される地域における計画的な施設整備を実施する。また、既存施設についても早急な耐震点検を実施し、重点箇所をしぼった計画的な補強・整備を実施する。

(2) 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため、国、地方公共団体は、水門等の自動化や遠隔操作化を一層推進する。また、水門等の開閉点検や開閉訓練の定期的な実施に努める。

水門等が常時一部閉鎖可能と判断される場合には、施設の管理者は、地域の合意を得て、管理形態を変更し津波氾濫の防止を図る。

(3) 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通等の基盤施設の整備

津波来襲時の的確な応急対策の実施等のため、国、地方公共団体は、特に紀伊半島や四国地方の南部沿岸において、津波来襲時にも幹線道路としての機能を担う規格の高い道路や津波来襲時の緊急活動に重要な役割を果たすヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の基盤施設を整備し、地域の孤立を防止する等、津波に強い地域づくりを推進する。

2 . 避難対策の早期実施

(1) 津波避難地、避難路の整備

津波来襲時の避難場所を早急に確保するため、国、地方公共団体は、津波避難地の計画的整備、堅固な高層建物の中・高層階を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビルの活用等を進める。既存の避難場所についても、専門調査会の津波に関する検討成果などを参考に津波の影響の再評価を行い、安全性の確認を行う。

また、国、地方公共団体は、避難住民等の不安を解消したり、適切な行動・判断の参考とするため、避難場所において津波の状況や被災情報などを入手できるよう、テレビ・ラジオやインターネット等の情報受信端末の整備を図る。

さらに、国、地方公共団体は、土砂災害のおそれのない避難路や車の通行できない徒歩専用の避難路等、安全な避難路の確保に努める。

特に、高台までの避難に相当の時間を要する平野部の地域における安全な避難場所の確保、背後地が急峻で避難が困難な地域、高齢化の進展する避難困難者の多い地区における避難路の整備に重点的に取り組む。このため、建物倒壊等により避難路が通行困難とならないよう沿道建物の耐震化やブロック塀の補強、道路幅員の確保などの措置を講じる。

(2) 即時的地震情報の実用化等による津波警報等の迅速化及び精度向上

国は、地震発生数分後に大きな津波が到達する地区や就寝中に津波が来襲した場合等における迅速な避難に資するため、即時的地震情報(ナウキャスト地震情報)やGPS津波計の実用化を進め、津波警報等発表の迅速化及び精度向上を図る。

(3) 同報無線の早期整備等

津波警報等の迅速な伝達を行うため、国、地方公共団体は、同報無線の整備及びそのデジタル化を推進する。また、避難に係る表示板を設置し、そのデザインを統一化する等、迅速・適切な避難を行うための施設整備を行う。さらに、地震発生数分後に大きな津波が到達する地区や就寝中に津波が来襲した場合等における迅速な避難に資するため、自主的な避難を含めた避難誘導計画を策定する。

(4) 観光客等のための避難対策

国、地方公共団体及び防災関係機関は、つり客、海水浴客等の観光客やドライバー等に津波警報等の迅速・確実な伝達が行えるよう携帯電話や情報提供装置等を用いた情報伝達体制の確立を図るとともに、観光客等の避難誘導計画を

策定する。

また、地方公共団体は、港湾における就労者・漁業従事者等、沿岸域で作業を行う者の避難誘導計画を策定する。

さらに、船舶・漁船等の避難に関しては、地震発生後の津波到達時間を勘案して、港外退避などの措置を円滑に取れるよう、管理者は事前に対応を決めて関係者に周知する。

(5) 津波避難のための普及啓発対策

国、地方公共団体は、避難訓練、地域住民も参画した津波避難計画作成、防災教育を通じて、「海岸地域で大きな揺れを感じたらまず避難すべきこと、海岸へ近づかないこと」、「津波は必ず引きで始まるものではないこと」、「津波の第一波が必ずしも最大のものでないこと」、「大きな津波は数時間継続すること」、「揺れのわりに大きな津波が来襲する場合があること」など、住民等の津波避難に関する意識を啓発し、避難対策の強化を図る。

また、的確な避難に資するため、3次元電子地図情報を整備し、正確な地形情報に基づいた津波ハザードマップの整備を促進する。

3. その他の津波防災対策

国、地方公共団体は、津波到達時間を踏まえた適切な応急活動方針を策定する。

国、地方公共団体及び関係機関は、都市部における地下街をはじめとする地下空間の浸水による被害、漂流物による船舶の損傷、道路、港湾における物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海洋汚染の拡大や海上火災など、予想される津波による二次災害の拡大を防止するための措置を講じる。

国、地方公共団体及び関係機関は、津波からの緊急避難に伴う初期消火力の低下による火災延焼の被害を防止するため、ガス等エネルギー供給施設の自動シャットアウト化や地震発生時にガス等を遮断する装置及び防火安全性の高い燃焼器具の普及促進を図るなどの措置を講じる。また、石油コンビナート等、危険物施設集積地区の津波防災性の向上を推進する。

国は、東南海・南海地震により発生した津波が海外へ影響を与えるおそれがあることに鑑み、地震・津波情報を関係諸国へ確実に発信する。

第2章 広域防災体制の確立

東南海・南海地震が発生すると、東海から九州にかけての太平洋沿岸を中心に非常に広域で同時に甚大な災害が発生するおそれ強い。

このような広域災害に対応するためには、国・地方公共団体等が連携して、推進地域以外の地域も含めた広域的な防災体制を確立するとともに、個々の地域においては災害発生直後は受援が困難であることを想定して、自助・共助による地域防災力を向上させることが不可欠である。

1. 地域防災力の向上

広域かつ甚大な被害が予想される東南海・南海地震に対処するためには、住民、企業、自主防災組織、NPO等の地域防災体制強化への主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が不可欠であり、防災関係機関との連携の下、地域が一体となって自らの地域の防災を考え、防災力の向上に向けた対策を実施する必要がある。

(1) 地域住民や企業等に対する情報提供と啓発

国、地方公共団体及び防災関係機関は、地域住民や企業に対し、東南海・南海地震等に関する正確な知識や日頃からの備え（食料や水などの備蓄物資、自宅の耐震補強、家具の固定など）等についての普及啓発を重点的に実施する。

このため、国や地方公共団体が中心となり、パンフレット等の作成・配布や企業向けマニュアルの作成、東南海・南海地震に係る相談窓口の設置、ポータルサイトの開設等を行う。

国、地方公共団体及び防災関係機関は、防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等、効果の高いものを積極的に活用する。また、学校においては、総合的教育の活用、防災教育の充実、実践的な防災訓練の実施を推進するとともに、各地域での防災教育に係る資料、教材の共有などソフト面のネットワークづくりを進める。

少子高齢化社会の進展等を踏まえ、地方公共団体等は、高齢者や外国人等の災害時要援護者に対する十分な情報提供を行う。

国、地方公共団体は、日本各地に残る災害の教訓を取りまとめ、地域特有の性質等を踏まえた実践的な啓発活動を行う等、地域密着型の防災意識の高揚を図る。

(2) 地域防災力の向上に向けた対策

国、地方公共団体は、自治体首長や幹部に対する実践的研修の実施、自主防

災組織や学校単位、企業単位等、地域の実情に合わせた防災教育（e-ラーニングを含む）の推進、消防・救助資機材等の配備や実践的訓練、防災活動のリーダーの育成、消防団・水防団・自主防災組織の充実、地域の安全性点検や参加型地域版図上演習（DIG）の実施等により、地域での総合的な防災力を向上させる。

国、地方公共団体等は、地域の防災やまちづくりの研究者の育成を推進するとともに、研究者と地域住民、企業、報道機関、行政等との連携協力体制の確立や地域防災拠点の充実を図る。

地方公共団体は、少子高齢化社会の進展等を踏まえ、災害発生時における地域での避難支援体制の確立を進めるとともに、高齢化や過疎化に伴って防災活動の担い手が少ない地域においてバリアフリー化を推進する等、安全な避難地・避難施設の確保を図る。

国、地方公共団体は、地域の防災活動へのボランティアの参加が促進され、円滑な活動が行われるよう、関係する主体が意見交換する場を設置するとともに、ボランティア・コーディネーター等の人材の養成に努める。

地方公共団体は、地域住民等に対し、家屋における家具の固定・整理等、住まい方の工夫・改善を行うよう啓発を徹底する。

（３）企業の災害対応能力の向上

企業の東南海・南海地震による被害を推進地域以外の地域も含め最小限にするため、企業施設や社宅の耐震化、諸機能の分散等、企業自らの防災対策を推進することが必要である。

地震発生時における適切な対応のための計画策定や、被災時における地域コミュニティとの連携など、防災活動への企業としての協力体制の確立、各種防災関係資機材や備蓄食糧の確保等、災害対応能力の向上が必要である。

国、地方公共団体においては、これらの活動を推進するため、企業の防災活動活性化のためのマニュアルや事例集の充実を早急に進めるとともに、日頃から、防災関係機関と企業との情報交換や連携を進める。

２．災害発生時の広域的防災体制の確立

地震災害発生時の広域的防災体制については、広域で甚大な被害が想定されることを踏まえ、以下の各事項について、推進地域以外の地域の対応も含めた応受援体制の整備を進めるものとする。

(1) 広域対策の効果的な実施

災害対策本部の速やかな設置

- ・国は、地震発生後直ちに、D I S (地震防災情報システム) 等を活用して大まかな被害像を把握した上で、緊急対策本部等を速やかに設置する。また、必要な情報が即座に官邸に集約され、的確な指揮が行われる体制作りを進める。
- ・国は、災害発生時の各地域における医療搬送や緊急輸送等の行動を、現地レベルで的確に調整・実施できるよう、政府の現地対策本部の設置場所について、被害想定等を基にあらかじめ複数ケースを計画しておくとともに、地方公共団体の災害対策本部間との情報共有化や連絡調整体制(以下「合同現地対策本部」とよぶ)をあらかじめ整えておく。
- ・合同現地対策本部での情報共有化策をあらかじめ計画するとともに、ヘリコプター画像、人工衛星画像等初期の情報を共有化することにより、災害発生時の迅速な情報把握とそれに基づく的確な対応が採れるようにする。
- ・合同現地対策本部は、必要に応じ地域ブロックごとに複数箇所の設置を検討する。

情報・広報活動

ア) 被災状況の迅速・的確な把握

- ・国、地方公共団体は、被災情報の収集に当たっては、人工衛星の利用等、最新の情報科学技術を活用するとともに、緊急時にも携帯電話が利用可能なシステム構築等、多種多様な情報把握手段の確保に努める。
- ・国、地方公共団体は、マスメディアとの連携方策の検討、コンビニエンスストア、郵便局、公衆電話等の地域スポットの活用、アマチュア無線、タクシー無線の活用、防災モニター制度の活用など、様々な情報収集及び提供の仕組みを整備する。
- ・地方公共団体は、情報拠点の被災地域外での設置、情報整理のための防災に関する専門家の登録、民間防災ポータルサイトを活用したN P O・ボランティアからの集約情報の活用、民間ヘリコプターとの協定の拡大等を進める。

イ) 防災関係機関間における情報の共有化

- ・地震発生直後には、通信網が寸断されたり、情報量が多大になることによって混乱が生じる可能性がある。このような混乱を極力回避するため、国、地方公共団体は、各機関の持つ情報を共有化し、地震発生後の防災活動を的確に行えるよう、各機関の所有する通信網の相互利用体制の確立を図る。
- ・具体には、ネットワークの整備・大容量化、被害シナリオに基づく情報の体系化・標準化や防災情報の地理情報システム(G I S)化の推進、防災

情報システムの共有プラットフォーム化の推進を図る。

ウ) 国民、地域住民に対する的確な情報伝達・収集

国、地方公共団体は、ボランティアへの情報提供なども含め、住民等への的確な情報伝達及び収集のため、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、学校等における情報端末の設置等、インターネット等の利用、コンビニエンスストア等の地域スポットやマスメディアの活用・連携、衛星携帯電話の普及等、多様な情報提供・収集手段の強化を図る。

被害想定に基づく緊急活動体制の確立

ア) 救助・救急、医療活動及び消火活動

- ・国は、救助・救急、医療活動、消火活動、輸送活動（救助・救護要員の被災地への派遣、患者の被災地外への搬送、緊急物資の輸送）等については、マクロな被害想定に基づき、あらかじめ地域ごとの派遣内容や必要量等を計画する。
- ・地震発生後は、この計画に基づき、現地からの被災情報が不十分な初期段階においても、派遣等の準備や活動を開始する。その後、被災状況等の情報に基づき、必要に応じ活動内容等の修正を行うなど、的確な活動を実施する。
- ・医療活動については、E M I S（広域災害救急医療情報システム）等を最大限活用して情報を把握し、後方医療活動体制を整えておくとともに、被災地内へ派遣する救護班については、計画に基づき災害発生直後から速やかに派遣する。
- ・国、地方公共団体は、広域応援活動のために、緊急消防援助隊等の編成、資機材の充実を図るとともに、災害時の広域医療活動に必要な資機材の確保やトリアージ・救助・救急活動などの災害時に必要な技能を有する専門家の育成を推進する。

イ) 食料・飲料水及び生活必需品の調達

- ・国は、食料・飲料水及び生活必需品等の物資の調達に関しても、あらかじめ各地域の必要量を計画しておき、発災後速やかに、計画に基づき被災地外での物資調達を行い、被災地へ搬送する。
- ・これらの活動を円滑に実施するため、関係都府県においては、専門調査会の被害想定等を基に、あらかじめ、自らの物資備蓄量を適切に確保した上で、なお不足する物資の内容、量等を整理し、それらの情報を共有する等、応受援体制の整備を進める。

ウ) ヘリコプターの的確な運用と孤立地域対策

- ・災害発生時初期の広域の救助・救急、医療活動、輸送活動等において、ヘリコプターは非常に有効な手段であり、広域緊急活動の中心となることから、国、地方公共団体等は、ヘリポートの確保を速やかに行い、航空機や燃料等の確保についても速やかに調整を実施する。また、どの時点でどのような活動にヘリコプターを用いるかを考慮し、ヘリコプターの安全な運用のため、あらかじめ安全確保要領の取決めを行うとともに、家屋倒壊等による被害者の救出の妨げにならないようサイレントタイムを設けるなどの確な運用を行う。
- ・特に、紀伊半島や四国地方の南部沿岸など急峻な地形に存在する集落では、崖崩れなどにより交通が寸断され、多数の地域が陸の孤島になるおそれがあることから、地方公共団体は、ヘリポートや上空からの物資投下拠点及び海上からの物資搬入等の拠点の整備を行うとともに、臨時ヘリポート使用のための事前の取決め等の対策を強化する。
- ・地方公共団体は、情報の孤立化を防ぎ、外部との連絡を確保するため、衛星携帯電話等の普及を推進する。

I) 広域同時災害を踏まえた緊急輸送体制の強化

- ・限られた応急対策要員や水・食料・防災資機材等の物資を非常に広域の被災地に適時・的確に配分するため、国、地方公共団体は、被害想定等に基づいた優先度をつけた配分計画を、事前に作成するとともに、緊急時の人や物資の配分等を決定するためのガイドラインを作成しておく。
- ・以上の緊急輸送手段が発災直後から確保可能なように、広域的な緊急輸送活動の中心となる道路、港湾及び漁港について、通行、使用の可否や交通状況を早急に確認し共有化するための体制を整える。また、各地域において、道路、港湾及び漁港施設の被害等に備えた陸海空合わせた輸送戦略を策定する。

広域的防災拠点の整備とネットワーク化

国、地方公共団体は、上記活動に用いるため、推進地域内・外に、地域レベルの拠点から広域的な活動の拠点まで多様な防災活動拠点（医療活動や救助活動、実動部隊の展開、物資搬送の拠点）を指定し、個々の役割の明確化や関係機関相互の連携を十分図りつつ、実効的なネットワークづくりを推進する。

被災地における物資等の安定供給対策

- ・被災地内における物資の安定供給のため、国、地方公共団体は、コンビニエンスストア等が被災直後から営業再開が可能となるよう協定を結ぶ等、環境整備を行う。

- ・国、地方公共団体は、コンビニエンスストア等の早期営業再開のための輸送車両等については、救助・救急、医療、消火活動の車両に影響を与えないと認められる期間経過後から段階的に通行できるようあらかじめ関係機関で計画を定める。

応急収容活動、帰宅困難者対策

ア) 応急収容活動

- ・地方公共団体は、避難所の開設時に、各避難所と地方公共団体の本部との間の連絡体制の確立や、各避難所における避難者のリスト作成を早急に行えるようあらかじめ避難所運営マニュアル作成等の準備を行う。
- ・避難生活が長期にわたることが予想されることから、地方公共団体は、周辺地方公共団体や国等の協力を得つつ、あらかじめ、避難者の受け入れ場所のリストアップとともに、応急仮設住宅建設用地の適地について選定を行う。
- ・地方公共団体は、マスメディアその他の機関の協力を得て、避難者の安否情報を的確に提供する。

イ) 被災者向け窓口の設置

国、地方公共団体は、被災者の各種申請等に係る諸手続を簡素化するとともに、被災地に総合的な相談受付窓口を設置し、オンラインサービスも含めたワンストップサービスを行うため、体制の整備や職員の訓練を実施する。

ウ) 帰宅困難者対策

- ・帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、地方公共団体、交通事業者等は、一時避難場所等に関する情報、鉄道等の交通の運行や復旧状況に関する情報等を迅速に提供する。この際、放送事業者等と連携して定期的な情報提供に努めるとともに、駅前の電光掲示板等、様々な手段で情報提供を行う。
- ・地方公共団体は、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドやホテル等の協力を得つつ、食料や水、休憩場所の提供サービスを行う。
- ・地方公共団体は、徒歩帰宅者のための支援施設のネットワーク化を図る。
- ・地方公共団体は、徒歩帰宅が困難な高齢者等の避難場所確保や輸送対策等を実施する。

ライフラインの復旧のための応急対策活動

- ・ライフラインの復旧に当たっては、あらかじめ事業者間で、広域応援体制の整備、必要な作業スペースの確保等に努める。

- ・他のライフライン事業者や関係省庁の連携、地理情報システムの活用等により迅速な復旧活動を実施する。また、必要に応じ、周辺地域の事業者との間で、電力、水等を融通することについても検討する。
- ・ライフラインの復旧状況の情報は、地域住民にとって特に重要な情報であることから、国、地方公共団体、ライフライン事業者は、迅速かつきめ細かな情報提供に努める。

保健衛生、防疫に関する活動

東南海・南海地震の建物被害・人的被害の広域性から、国、地方公共団体は、これらの地域における保健衛生の確保、防疫等の活動も広域的に実施する。さらに、被災地の保健衛生や被災者のメンタルヘルスの問題等長期被災生活への対応についても、広域的な対応も含め、あらかじめ体制の整備や関係職員の訓練等を実施する。

余震、降雨等による二次災害の防止活動

- ・余震や地震発生後の降雨等により、二次災害が発生するおそれがある。国、地方公共団体は、これを防止するための確な情報提供を実施するとともに、建物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定等を早期に実施する。
- ・地方公共団体は、危険度判定結果に基づき、二次災害危険個所を明示し、必要に応じ避難勧告、危険区域への立入禁止等の措置を行う。
- ・国、地方公共団体は、危険性が認められた施設について、補修等により被害発生防止に努め、これが困難な場合にも最小限にとどめるような措置を行う。

ボランティア及び海外からの支援の受け入れ

- ・ボランティアの受付や各種活動の調整を行う広域ボランティアセンターを速やかに設置するとともに、国や地方公共団体の対策本部は、被災地ニーズの的確な提供等ボランティアセンターとの連携を図る。
- ・海外からの支援受け入れの可能性のある分野については、国において受け入れ体制を整備し、実際に支援の申し入れがあった場合に、迅速かつ円滑な対応がなされるよう措置する。

災害時要援護者の対策の充実

高齢者や外国人等の災害時要援護者への対策については、情報提供や避難の支援、避難生活の支援等、災害応急対策のあらゆる面で、どのような対策が必要となるか関係機関で十分検討し、迅速かつ的確な対応がなされるよう措置する。

(2) 活動要領の策定

国は、災害発生時の広域対策を迅速かつ的確に講じるため、災害発生時における主として政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「東南海・南海地震応急対策活動要領」を関係地方公共団体の協力を得つつ策定する。この要領は、累次の訓練等を通じて掌握された課題を的確に反映させる形で適宜見直し、より実践的なものとしていく。

また、地方公共団体においても、上記要領の策定を踏まえ、必要に応じ、広域災害に対応した防災計画の見直しを推進する。

第3章 計画的かつ早急な予防対策の推進

建物の耐震化、地震防災施設の整備や危険建物の除去などの予防的な被害軽減対策については、できる限り速やかに進めるものとする。その際、東海地震や活断層による地震等、他の地震にも配慮するものとする。

さらに、災害発生時の活動体制の構築を含め、人命に密接に関わる対策についても、早急に検討を進め、速やかに体制を整えておくものとする。

なお、これらの対策については、推進地域内だけでなく、推進地域周辺部も含めてその推進を図るものとする。

1. 住宅の耐震診断、耐震改修の早期実施

- ・住宅の耐震化の促進にあたっては、地域住民の意識が極めて重要であることから、国、地方公共団体は、住宅の新築やリフォーム等の機会を積極的に活用した住宅の耐震化に関する意識啓発を徹底して実施する。
- ・国、地方公共団体は、地震ハザードマップの整備や耐震診断の徹底的な実施、更には効果的な耐震補強の普及等、住宅補強や建て替えを促進する対策を早急に実施する。
- ・国、地方公共団体、関係事業者等は、簡易な耐震診断方法を確立するとともに、耐震化促進に資する耐震化工法の評価法の確立及び広報により広く普及を図る。
- ・国、地方公共団体は、住宅性能表示制度の積極的活用等により、住宅の耐震性能等を客観的に評価し、地震に強い住宅に対する消費者の関心を高め、耐震性の高い住宅ストックの形成を誘導する。
- ・国、地方公共団体は、災害発生時の周辺建物倒壊等による避難地・避難路等の機能低下を防ぐため、避難地・避難路等の周辺の一般建物の耐震化促進策について早急に検討を進める。

2. 公共施設等の耐震診断及び耐震化の緊急実施

ア) 学校、病院等多数の者が利用する施設の耐震化

地方公共団体等は、学校、病院等多数の者が利用する施設や市役所、消防署など災害時の拠点となる施設の耐震診断、耐震改修についても、地方公共団体で作成している「耐震改修促進計画」の積極的推進や総務省消防庁所管の「公共施設等耐震化事業」を活用した耐震化事業の促進、文部科学省の「学校施設の耐震化推進計画策定支援事業」の推進等により計画的かつ速やかに耐震化を実施する。

また、公共施設が有する耐震性を公開する社会作りに向け、まずは国・地方公共団体が所有する施設について早期にリストを作成するとともに、必要となる耐

震化実施の方針も合わせて公表し、順次対象を拡大するものとする。

1) 道路・鉄道・港湾等主要な施設の耐震化

道路、鉄道、港湾、漁港、河川等主要な施設については、その重要性にかんがみ、各施設管理者は、必要に応じ速やかに耐震点検を行うなど、耐震対策を計画的かつ速やかに実施する。また、必要に応じ、耐震強化岸壁等の計画的な施設整備も推進するものとする。

3 . 津波防災対策の重点的实施

国、地方公共団体は、東南海・南海地震の大きな特徴の一つである津波被害を軽減するため、津波等による孤立を防ぐための道路、港湾、漁港等の基盤施設の整備や、避難ルート、避難場所の選定と沿道家屋の優先的な耐震改修の実施等、効率的な津波防災対策を実施する。

4 . 長周期地震動対策の推進

東南海・南海地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は一般的な地震によるそれと比較して長周期成分を多く含んだものとなっている。また、地震動の継続時間も長い。

このため、国・地方公共団体・関係事業者等は、連携してこのような長周期地震動の構造物に及ぼす影響について調査研究を進め、新たな対策の必要性を検討する。

5 . 文化財保護対策の実施

- ・東南海、南海地震により被災が予想される地域には、国・地方指定等の貴重な文化財が多数存在する地域があり、このような地域については、それらの貴重な文化財の被害軽減対策の強化が必要である。
- ・文化財の所有者又は管理者は、建造物の構造補強、展示品等の転倒防止策、安全な保管場所での保管等、適切な対策を講ずることとし、国、地方公共団体はこれらの取組を推進することに努める。
- ・文化財の所有者又は管理者は、火災延焼から重要文化財等を保護するため、これらに設置する消防用設備等の充実を図るとともに、その他資機材を効率的に配置し、これらの設備等を用いた消火訓練を平常時から実施する。
- ・国、地方公共団体は、文化財保護対策の観点にも留意し、周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを進め、文化財周辺の環境整備を推進する。
- ・文化財の所在情報の充実・整理、自治体の文化財保護部局等と防災関係機関等の情報共有化を図り、発災後の安全な場所への迅速な移動等、文化財の震災対策を推進する。

6 . 計画的かつ早急な予防対策の推進

東南海・南海地震については、今世紀前半にも発生が懸念されるとされており、発生までに若干の時間的余裕があるとも考えられるが、東海地震や活断層による地震等他の地震も考慮し、国、地方公共団体は、必要な地震防災施設の整備については、「地震防災緊急事業五箇年計画」に位置づけるなどし、効果的・重点的な予防対策の推進を図る。

また、防災施設の整備等にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。

(1) 応急対策活動と整合のとれた避難地・避難路等の整備

地震や津波等からの迅速かつ的確な避難のため、避難地、避難路、避難場所となる公園、緑地などの整備にあたっては、防災関係機関と、施設、都市整備機関が連携し、震災時における応急対策活動と整合を図りつつ整備を図る。

(2) 崖地、液状化対策の推進

国、地方公共団体は、地震による崩落等の危険のある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに、急傾斜地の崩壊対策事業等を推進し、近接する建築物の移転等を誘導する。さらに、地域住民等に対して、急傾斜地崩壊危険区域等について、ハザードマップ等の整備も含め徹底した情報提供を行う。

また、国、地方公共団体、関係事業者等は、液状化による住宅、ライフライン等の被害軽減のため、ハザードマップ等による情報提供や住宅等の液状化対策の開発・普及を図る。

(3) 出火防止対策、消防用施設等の整備の推進

国、地方公共団体は、調理機器、暖房器具等の製造業界及び使用者等に対し、各種安全装置の整備、普及等の指導、啓発を進めるとともに、出火危険性のある化学薬品等の管理についても再点検するなど、出火防止対策を進める。

また、国、地方公共団体は、建築物、建材の不燃化促進、消火設備の設置・普及等とともに、防火管理対策の一層の確立に努める。さらに、耐震性貯水槽、防火水槽等の消防水利等の整備、耐震化、計画的な配置等の推進を図る。

(4) 密集市街地の改善の推進

地方公共団体は、密集市街地において地域住民の理解、自助努力等を得つ

つ、新たな防災街区整備事業や、密集住宅市街地整備促進事業、街路事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業等により当該地域の特性を踏まえ、その整備を推進する。また、消防力の重点的整備等を推進するとともに、住民、自主防災組織等による出火防止、初期消火対策等の推進を図る。

(5) オープンスペースの体系的確保

国、地方公共団体は、震災時の延焼の拡大防止や、避難、応急収容、ヘリコプターの臨時離着陸、要員・資機材等の集積、がれき処理等各種応急対策活動の拠点として重要な役割を果たすオープンスペースの体系的な確保を図る。

(6) 地震に強い交通ネットワーク

災害発生時の地域の孤立防止・応急活動の円滑な実施や経済的影響を最小限にするため、基幹的な交通ネットワークの耐震化を進めるとともに、これらのバイパス機能を強化することが必要であることから、国、地方公共団体等は、規格の高い幹線道路の整備を早急に進めるとともに、緊急輸送路、港湾施設、漁港施設等の耐震強化とこれらのネットワーク化、交通管制施設等の整備などにより、地震に強い交通基盤づくりを推進する。

(7) ライフライン施設の耐震化の推進

電気、ガス、上・下水道、通信施設等については、一度被災すると広域かつ長期にわたり被災者の生活をはじめ経済・社会活動に甚大な被害をもたらすことから、ライフライン事業者は、各施設について、液状化等にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝等の整備、管理システムのバックアップ、応急復旧資材の確保等に努める。

また、被害を最小限にとどめ早期復旧を可能とするため、供給・処理拠点の多元化・分散化、ルート多重化等を進めるとともに、被災状況等の的確な把握のためのシステム整備等を進める。

(8) 危険物施設の安全確保、石油コンビナート等における対策の推進

危険物施設等からの火災、爆発等による被害の発生、拡大を防止するため、国、地方公共団体は、事業者が行う施設等の耐震化、保安体制の充実、教育訓練の充実等安全確保対策を推進する。

また、大阪湾、伊勢湾等における臨海部の石油コンビナート等の地震対策も極めて重要な課題であることから、国、地方公共団体及び事業者は、連携して対策の充実を図る。

(9) 高層ビル、地下街、ターミナル駅等の安全確保対策

高層ビル、地下街、ターミナル駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等の管理者は、当該施設における地震時の安全性の確保対策及び震災時の応急体制の整備を図る。特に、震災時における当該施設内外における混乱を防止し、的確な避難誘導を図るため、各施設管理者は、情報伝達体制の確保、施設従業員の教育・訓練の実施、施設利用者等に対する平常時からの効果的な広報等を実施する必要がある、防災関係機関は適切な指導等を行うとともに、日頃から、これらの施設管理者等との連携を図る。

(10) 落下物・ブロック塀対策等

建築物の外壁等の落下やブロック塀等の倒壊による歩行者の被害や避難、応急対策活動の支障を防ぐため、タイル・ガラス、看板等の落下物対策、ブロック塀・自動販売機等の転倒防止対策を一層進める必要がある。このため、国、地方公共団体においては、公共施設における対策の実施、施設所有者等の意識啓発、指導等により施策の推進に努める。

第4章 東南海、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

1. 連続発生を考慮した対応方針の明確化

過去に発生した東南海・南海地震では、二つの地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。発生の順序についても、東南海地震が先に発生する場合のほか、南海地震が先行して発生した可能性も指摘されている。

このため、東南海、南海地震が数時間から数日間の時間差で発生し、一般的な地震発生後の余震対策を凌ぐ後発の地震に対する対策が必要となると想定される。したがって、国、地方公共団体、関係機関は、以下のような対応策を検討し実施する。

(1) 住民意識の啓発

あらかじめいくつかの時間差で地震が発生することを想定した種々のシミュレーションをそれぞれの地域で実施し、連続して地震が発生した場合に生じる危険について住民等に周知するなど、住民意識の啓発に努める。

(2) 危険地域からの避難

後発地震により甚大な被害を受ける可能性のある地域（大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等）では、数日間に限った避難の実施を検討する。

数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定する。

また、このために必要な避難所の整備を行う。避難所の整備にあたっては、平常時から活用できる施設とするよう配慮するものとする。

(3) 広域応援計画の策定

広域応援は、できるだけ後発する地震で被害を受けるおそれの小さい地域から派遣する。

後発する地震により被害を受ける可能性のある地域では、緊急活動要員や物資を確保する。次の地震発生を想定して、応急対策要員の再配置が可能なように、全体を見据えたプランを作成する。

また、救援組織（特に民間ボランティア）への情報伝達手段の確保、救援派遣要員への連続地震発生時の対応方法についての教育訓練を実施（津波や斜面災害の危険地域に装備はかない等）するなどの対応策を明確にした広域応援計画を

策定する。

2 . 応急危険度判定の迅速化

最初の地震で脆弱になった建築物が、次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物の応急危険度判定を早急に実施するとともに、それまでの間、家財道具の整理等のために帰宅することの危険性について周知し、危険な建築物や崖地等への立入禁止を強く呼びかける。

3 . 観測研究の推進

大学、研究機関等は、東南海・南海地震の発生予測精度の向上のための調査研究を進めつつ、一方の地震が先行発生した際の後発地震の発生の可能性を把握するための観測や研究を推進する。

また、大規模な地震が連続して発生した場合の建築物や土木構造物の挙動とその対策に関する研究を推進する。

第5章 的確な復旧・復興対策

1. 迅速かつ的確な復旧

(1) 被災施設の早期復旧

被災施設の早期復旧のため、関係機関は、施設の復旧に当たっての物資、資材の調達や被災施設の点検を含めた施設の復旧全般に対応する要員及び災害対策用機材の広域応援についてあらかじめ定めておくなど、迅速かつ円滑な復旧が図られるよう措置する。また、復旧の実施に当たっては、関係機関が相互に連携し、効率的に復旧活動が実施されるよう措置する。

(2) 交通ネットワークの早期復旧

交通ネットワークの復旧については、被災地の復旧活動の円滑な実施や経済活動にとっても極めて重要であり、早急に行う必要がある。特に、中部圏・近畿圏を通る東西幹線交通は我が国の人流・物流の大動脈であり、被災地の復旧はもとより、我が国全体の社会経済にとって極めて重要であることから、これらの早期復旧を最優先の課題として、関係機関が総力を挙げて措置する。

(3) ライフラインの早期機能確保

上・下水道、工業用水道、電気、ガス及び通信施設のライフライン施設の機能の確保は、他の復旧・復興活動に与える影響が大きいことに加えて、被災地での生活や経済活動の復旧等にとっても極めて重要である。

国、地方公共団体、関係事業者は、ライフライン施設の重要性にかんがみ、機能の早期確保策について検討を実施する。

(4) がれき処理等に関する活動

公共施設等の損壊により発生するがれきや、道路上に崩れた周辺建築物等のがれきの処理については、迅速な施設の応急復旧を図る上で、また、緊急輸送活動等の実施においても極めて重要な課題である。がれきの処理に当たっては、処分場の確保や輸送路の確保が大きな問題であり、特に処分場については、あらかじめ国、関係地方公共団体等において検討を進め、円滑な実施が図られるよう措置する。

また、津波災害発生後の海上交通の早期復旧を図るため、陸上に打ち上げられた船舶や海上（特に湾内）の漂流物の解体・除去等に関する関係機関で役割分担を明確化し、早急を実施する。

2. 計画的復興のための取組

(1) 早期復興のための基本的取組

東南海・南海地震からの早期の復興に当たっては、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、国、地方公共団体があらかじめ認識を共有し、連絡調整体制を確立する。地方公共団体においては、早期の復興が図られるよう、被災地域の復興の基本方針、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のため、その体制整備の方針について定めるとともに、国においても早期の復興のための強力な体制整備の方針について定めておく。災害発生後においては、これらの方針に基づき、速やかな対応を採るものとする。

また、災害に強いまちづくりに当たり、あるいは、復旧・復興対策のための体制整備等に当たっては、行政、地域住民、専門家（研究者、技術者、コンサルタント）、NPO、自主防災組織等とあらかじめ積極的に連携を図る。

(2) 被災者等の生活再建等の支援

被災者の自立的な生活再建の支援、被災中小企業の復興等、地域の自立的な発展に向けての経済復興の支援を早期に実施するため、地方公共団体は、援助、助成措置について広く広報するとともに、被災証明の迅速な交付体制の確立等、支援措置の早期実施のための体制づくりを推進する。

また、国、地方公共団体は、復旧・復興に要する資金調達が非常に困難となる可能性を踏まえ、地震保険の普及等、被災者及び被災地域支援のための制度の充実に努める。

第6章 対策の効果的推進

1. 幅広い連携による震災対策の推進

(1) 広域で甚大な被害が想定される東南海・南海地震対策の推進に当たっては、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、地震防災性に関する改善の目標、進捗状況等について、国の各機関、関係地方公共団体が認識を共有し、一体となって取り組んでいく必要がある。

このうち、建物の耐震化や海岸堤防の整備等の予防対策については、各事業が効果的に実施されるよう、政府が中心となり、関係省庁の緊密な連携の下、計画的に対策を推進していくものとする。

(2) 本大綱においては、多岐にわたる様々なレベルの連携の必要性を示してきたが、その中でも、防災対策を一義的に担う地方公共団体と、積極的に被災地方公共団体の支援にあたるべき国の総合的な連携が極めて重要である。本大綱に示された施策や課題については、国、関係地方公共団体等がそれぞれの取組を行う中で、相互に支援していくとともに、共同の取組や整合性の確保を図っていく必要がある。

特に重点的に取り組む課題については、国、関係地方公共団体で取組方針や優先順位を明らかにするよう努めつつ、相互の連携の下、順次取り組んでいく必要がある。

(3) また、震災対策の推進を定期的にフォローアップしていくことが重要であり、予防対策の推進状況については、単に事業量だけでなく、その事業の効果も含めた推進状況を把握するとともに、各防災機関の防災体制についてもフォローアップしていく必要がある。

特に、地域住民の意識については、災害が長期間発生しない場合には急激に低下することがあるので、国、地方公共団体は、フォローアップのうえ、積極的な啓発活動を実施していく必要がある。

(4) 特に、重点的に実施すべき対策（別紙）については、国・地方公共団体は、速やかに現状レベルを把握し、専門調査会の被害想定結果も勘案した上で、具体的に工程を定めた計画を作成し、国の支援の下、着実に実施するものとする。

なお、本計画については、達成状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

2. 地震防災に関する調査研究の推進と防災対策への反映

震災対策の推進に当たっては、地震観測施設等の整備、地震・津波に関する調査研究及び地震・津波防災に関する調査研究を推進し、その成果を実際の防災対策に役立てることが重要である。このため、地震学など理学分野の調査研究や、地震動や津波が構造物に与える影響、耐震設計、構造物の耐震補強などに関する土木工学、建築学など工学分野の調査研究、震災時や津波警報等発令時の人間行動や情報伝達など社会科学的な分野の調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、地震による被害の軽減を図るため、地震・津波に関する調査観測と研究や地震・津波防災に関する調査研究を一層総合的に推進するとともに、研究機関と防災行政機関の連携を図る。

東南海・南海地震の被害を軽減させるための調査観測及び研究として、大学、研究機関等は、長期的な地震発生時期・強震動・津波の予測精度等を向上させるための研究及び地震観測施設等の整備、地震・津波に伴う出火防止等火災災害を軽減するための研究、長周期地震動の長大構造物等への影響に関する研究等、今後の東南海・南海地震対策をより一層的確に講じるための研究を進める。

また、地震予知が可能になることで、人的被害等の大幅な軽減が期待されることから、海域における観測技術の開発も含めた地震予知に関する研究を推進する。

地震発生直後の即時的情報（ナウキャスト地震情報）の実用化については、関連する機関の連携のもと、積極的に推進する。

3. 実践的な防災訓練の実施と対策への反映

- (1) 地震の発生時における震災応急対策の実施体制を確保するとともに、併せて住民や企業等の防災意識の高揚を図るため、国、関係地方公共団体及び関係指定公共機関等は、相互の緊密かつ有機的な連携・協力の下に、住民、企業等と一体となって、総合的な防災訓練を実施する。

特に、今後国が策定する「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく広域の防災活動については、関係機関の連携の下、図上訓練の実施も含め広域的な訓練を定期的実施し、同要領の改訂等に反映させる。

- (2) 防災関係機関は、東南海、南海地震の特殊性を十分考慮し、津波からの避難訓練、発災時の広域的応急対策訓練や現地対策本部訓練、石油コンビナート等の危険物施設等における訓練及び参加者自身の判断も求められるような内容を盛り込んだ訓練など、実践的な防災訓練の充実を図る。

(別紙)

重点的に実施すべき対策

		短期的課題(5年程度で実施すべきこと)	長期的課題(計画を立てて実施すべきこと)
津波防災体制の確立	避難	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難地の指定(津波避難ビルの活用、既設の避難地の安全性の確認)の推進 ・同報無線の整備の推進 ・津波ハザードマップの整備の推進 ・住民等の意識啓発 ・地域ごとの津波避難計画策定の推進 ・避難誘導計画の策定の推進 ・津波警報等の迅速化(即時的地震情報、GPS津波計の実用化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難地の整備(平野部での安全な避難場所の確保)の推進 ・安全な避難路の確保(避難困難者が多い地区での避難ルートの整備、沿道建物の耐震化、ブロック塀補修、道路拡幅)の推進
	施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸堤防・河川堤防・水門等の耐震点検 ・重要な水門・陸閘等の自動化、遠隔操作化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸堤防・水門等の補強・整備 ・規格の高い幹線道路、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の基盤施設の整備
地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動のリーダー育成 ・消防団・水防団・自主防災組織の充実 ・東南海・南海地震に関する正確な知識や日頃からの備えについての普及啓発 		
広域防災体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供体制の整備 ・情報の共有化の推進(防災情報システムの共有プラットフォーム化) ・防災活動拠点の指定 ・合同現地対策本部設置場所(複数)の検討 ・応急対策活動要領の策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリポートや物資投下拠点、海上からの物資搬入等の拠点整備の推進

	短期的課題（５年程度で実施すべきこと）	長期的課題（計画を立てて実施すべきこと）
予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化に関する意識啓発（地震ハザードマップの整備、耐震診断の実施、簡易な耐震診断方法の確立、耐震化促進に資する耐震化工法の確立、効果的な耐震補強の普及） ・学校、病院等公共施設の耐震性の公表及び耐震化の推進 ・ライフライン施設の耐震化の推進 ・石油コンビナート等における対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路、港湾、漁港等の基盤施設の整備 ・避難地、避難路の整備の推進 ・地震に強い交通ネットワークの構築
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・即時的地震情報（ナウキャスト地震情報）の実用化 ・長周期地震動対策の推進 	